

2024
年度

知って！
使って！！

一目でわかる組合員の権利と福祉

権利 / 福祉	内 容	
年次休暇	1年度につき20日までとることができる有給休暇です。残日数(当該日数が20日を超える場合は20日)を翌年度に繰り越すことができます。職場内で互いに取得しやすい雰囲気づくりに努めていきましょう。	
家族休暇	中学までの子の授業参観(運動会、体育祭、文化祭、学芸会、学習発表会、親子遠足など)、入学式、入学説明会、卒業式、個人懇談会(三者懇談・家庭訪問)、進路説明会(中学校3年生)、および高等学校の入学説明会、入学式、個人懇談会(三者懇談・家庭訪問)など、1日あるいは1時間を単位に取得可能です。中学生の子の予防接種についても「家族看護」でとることができます。	
子の看護休暇	負傷または病気の子(中学校就学の始期に達するまでの子)の看護を行うため、1年度につき5日(2人以上は10日)以内でとることができます。疾病の予防を図るための子の世話(任意を含む予防接種または健康診断)でもとることができます。1日または1時間を単位に取得可能です。	
短期介護休暇	1年度につき5日(要介護者が2人以上の場合は10日)とすることができます。通院の付添いや手続きの代行でも取得可能です。手続きは簡単な申請書を提出します。 ※「要介護者」の対象…配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、父母(同居)の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者または配偶者の子	
介護休暇	配偶者、1親等の親族および祖父母、孫、兄弟姉妹等の親族の介護が必要なとき、介護を必要とする状態が生じてから消滅するまでごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で、1日あるいは1時間を単位に取得可能(断続利用可)です。無給ですが、共済組合や互助会より手当金が給付されます。	
介護理由退職者特別選考	介護を理由に退職したかたが、介護の必要がなくなり復帰を考えたときに、採用試験が面接だけになる制度です。ただ受験の際に、退職時に復帰の意向があることを証明する「介護理由退職者特別選考証明書」の提出が必要となります。したがって、退職時にこの証明書を受け取っておくことが必要です。 ※介護を理由にして退職し、出願時に退職後3年以内の人が対象となります。	
妊娠障害休暇	妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合、1回の妊娠について妊娠した時から産前休暇に入るまでの期間中において、1日あるいは1時間を単位に、14日以内でとることができます。	
妊娠した養護教員の負担軽減措置	単数配置校の養護教員が妊娠した場合、健康診断実施期間や体育的行事に係る健康安全保持のための緊急対応が必要となる場合について、1週間に5日以内かつ年間30日以内、1日あたり7時間以内で非常勤養護教員を配置できます。	
妻の出産補助休暇	妻の出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間において、1日あるいは1時間を単位に、2日までとることができます。	
育児参加休暇	出産に係る子、または、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき、妻の出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)目にあたる日から出産の日後1年を経過する日までの期間において、1日あるいは1時間を単位に、5日までとることができます。	
育児休業制度	<夫婦同時の育休> 配偶者の就業、育休の有無に関わらず、夫婦同時に育休を取得することが可能です。配偶者が育休中の場合や配偶者が専業主婦(夫)の場合も取得可能です。 <産後/パパ育休> 男性は、子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業を取得することができます。その後特別の事情がなくても、育児休業を別途取得することができます。 <再度の育休> 最初の育休取得時に育児休業等計画書を提出して、育休後3か月以上経過すると、再度育休が取得できます。 <育児休業手当金> 夫婦ともに育休を取得し、「パパママ育休プラス制度」の要件に該当する場合、子が1歳2か月になるまで育児休業手当金が支給されます。(支給は原則最大1年間)	
育児短時間勤務制度	職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、育児のための短時間勤務を認める制度です。1回に請求できる期間は1年以上1年以下であり、子が小学校就学の始期に達するまで延長可能で回数に制限はありません。	
部分休業	職員が養育のために、勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日2時間まで30分単位の休業を認める制度です。子が小学校就学の始期に達するまで延長可能です。職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、その時間を減給して給与が支給されます。	
時差勤務	家庭生活と職業生活の両立を推進するため、通常授業期間中は、15分の早出・遅出、長期休業期間中は、15分、30分、45分、60分、75分の早出・遅出が認められます。1日単位で取得できます。	
共済組合	病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対して行う給付(短期給付)や老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金、退職年金などの給付(長期給付)があります。保健事業として、人間ドックや施設利用補助などがあります。(組合員は自動的に加入しています。)	
互助会	各種給付金(医療費補助、入学祝金など)、福利厚生事業(カフェテリアプラン、一般参加可能なコンサート開催等)を実施します。(組合員は自動的に加入しています。)	
教職員共済	「総合共済」は、月額9000円で12種類の保障(①教職員賠償・②個人賠償・③火災等・④住宅災害等・⑤災害見舞・⑥死亡・⑦後遺障害・⑧入院休業・⑨傷害・⑩介護・⑪遭難救助・⑫退職)が受けられます。総合共済加入後、その他の共済に加入することができます。	
愛教組連合グループ保険	死亡・入院・不慮の事故による通院などによる経済的不安を、相互扶助によって解消する制度です。毎年3月初旬に、60%~70%程度の配当金が出ます。	
カフェテリアプラン	自分にあった福利厚生の項目を各自が持ち点の範囲で自由に選べる制度です。「医療福祉」と「厚生」の項目合わせて最大12,000円分の申請ができるようになっています。	ハートフルカード 
ハートフルカード	カードの提示で、約2,600店で割引があります。レジャー施設割引、共済組合保養所割引、バック旅行割引、飲食・ホテルクーポン、健康相談ダイヤルなどの特典が受けられます。 ※ハートフルカードアプリもありますので、詳しくはハートフルガイド(各分会1冊配付)をご覧ください。	

※詳しくは愛教組組合員必携をご覧ください。そのほかにもさまざまな権利があります。